

生産組織が核となる地域農業の展開

駐村研究員 千葉孝喜（宮城県米山町）

はじめに

1. 今、必要なのは
 2. 水田農業確立対策への反応
 3. きびしいなかでも
 4. 創意の効果
 5. それでも残る不安
 6. 先登組織の実践が契機となって
 7. さて収益確保は
 8. 機械利用拡大が及ぼす影響
 9. 農業の在り方の一つとして
- おわりに

はじめに

昭和 63 年産米の出来はどうも良くない。宮城県では、農作物安定対策本部を設置し、対策に追われている。9 月 15 日東北農政局が発表した宮城県の作況指数は 84 で、著しい不良となった。

不作の原因は、ソッタツ（不稔により傾穂しない状態を言う。）であり、イモチ病が追討ちをかけての結果である。このソッタツは、出穂の早かった穂ほどひどい。従って、品種によっても差異があり早生種の栽培面積の多い仙南地区の被害が特に目立つ。

ササニシキをほぼ 100% 栽培する米山町での被害は、仙南地区より少しは軽減されているが、それでもかなりひどい。

例年であれば、登熟期に一雨くると倒伏する田が何割かは出る。今年、米山町の秋は非常に雨が多い。それでも倒伏した水田は殆ど見られない。異常に穂が軽いのである。こうして二年続きの米価の引き下げに加えて、不作の収穫期を迎えようとしている。

米価運動も、農業を取り巻く諸般の事情により、方向転換を余儀なくされた。このような年に、過去にはめずらしい不作に見舞われ

るとは……。私には、「米あまし」現象に対する稲自体の物言わぬ抵抗に思えて仕方がない。

多くの農家は、機械農業に慣れてしまい、作業の容易な安全稲作を選択し、収穫量をあまり重視しなくなった。また、方向転換した「米価運動」に対しても憤りが少くない。このような傾向が、生産意欲の減退をもたらしているのではないだろうか。こんな農家に「農民よ、心まで冷害になるなかれ」と警告しているように思える。

1. 今、必要なのは

農家は、情報に非常に敏感になっている。米山町の農業者も、RMA の再提訴に大きな関心を寄せ、シカゴの穀物相場を議論している。農業者がこれ等の情報に対し、最大の関心を示すのは当然のことだと思う。何しろ、当事者なのだから。

しかし、農家の代表であるべき農協や、末端自治体も、これ等の情報を収集し、オエライさんが会合の都度引き合いに出し、農業のきびしさばかりを強調するのは困った事だ。あいさつは、きびしい情勢だけを羅列し、次に来るはずの地域に立脚した対応策は、めっ

たに聞く機会がない。毎回のよう、きびしさばかりに終始する話を聞かされる農業者は、たまったものではない。益々暗い気持ちになり、農業に前向きに取り組める訳がない。

こんなことを言うと、「いや、わが地域では活性化を図るために種々のイベントを開催し、むらおこしに取り組んでいる。」という反論が即座に返ってきそう。

ことわっておくけれど、私はむらおこし論に対して、決して否定的ではない。地域の活性化を強く念じている一人であり、常日頃の言動も、むらに根ざしたものでありたいと思っている。ただし、行政だけ先行し住民不在のままに「イベント」のみが目的になっている事例はないだろうか。

最近の農村には、「農業はきびしい」「農業はダメだ」という結論に結びつき、「農業から逃げて」「農業以外に途を」求めようとする風潮が出てきている。そのような、むらおこしであり、イベントだとしたら、異論を唱えざるを得ない。

今必要なのは、現状に目をそむけることではなく、このきびしさを認識し、ここから脱却するための方策を皆で創りあげることだ。そして、農業者に生産意欲を持続させることであると思う。

2. 水田農業確立対策への反応

農業者の生産意欲は、時の施策に敏感に反応するという事実は否定できないようである。その最たる例が生産調整（水田利用再編対策から水田農業確立対策まで）であると思う。

米山町で過去4回実施した農家意向調査のうち、規模拡大に対する農家志向についてふれてみよう。

調査年次は、第1回、昭和52年（水田利用再編対策実施前年度）。第2回、昭和54年（水田利用再編対策実施2年目）。第3回、昭和58年（水田利用再編第三期対策実施前年度）。第4回、昭和61年（水田農業確立対策実施前年度）である。

この調査結果は、表1に示すとおりである。

経営規模拡大を志向する農家は、昭和52年調査に対し、昭和54年では、実農家数で134戸（△30.2%）と大幅な減少を示している。ところで米山町での減反施策（昭和45年から昭和52年まで）への取り組みは消極的であった。農業者の感覚も、昭和45年の減反初年度（実績228.3ha）はともかく、年々薄れて行き、昭和50年代に入ると、意識のなかには減反施策は存在しなくなっていた。それは、表2に示されるところであり、昭和52年の調整実績は僅かに18.0haとなっている。

従って、農家意識としては、次年度からの対策（水田利用再編対策）に関しても、減反施策と同様の推移を辿るものと判断で、昭和52年調査時点での農家志向は、規模拡大に積極姿勢を示している。

しかし、水田利用再編対策が実施段階に入り、対策の内容が行きわたった昭和54年調査では、この志向が極端な消極姿勢に転じている。

また、経営規模拡大のうち、農地の拡大志向について表1でみている。米山町での農地

表1 規模拡大への意向調査結果

調査年度	拡大志向	回答に占める割合	農地拡大	拡大志向に占める割合
	戸	%	戸	%
52年	444	29.3	278	62.6
54年	310	23.7	175	56.5
58年	324	20.8	218	67.3
61年	331	22.8	178	53.7

拡大は、即水田拡大と理解できるところから、昭和 54 年調査での規模拡大志向に占める割合は、全体のそれより消極的に現われていることが窺われる。

さらに、全体の規模拡大志向が昭和 54 年以後横ばい状態に推移しているのに対し、農地の拡大を志向する農家は、対策期毎に変動を示している。

不思議なのは、拡大志向に占める農地拡大志向の割合が、昭和 58 年では 52 年を上回

り、転作ウェートの倍化が予想された 61 年での意向の落ち込みが同じ状況にあった 54 年（本来の対比は 52 年とするべきだが、思惑のはずれた状況下で 54 年と比較することが適切と判断。）に比較し、極端に少ないことだ。

3. きびしいなかでも

この不思議な傾向が意味することは、稲作

表 2 昭和 45～52 年度稲作転換実績

年 度	生産調整 実 績	左 の 内 訳			目 標		達成率
		休 耕	転 作	その他	数 量	面 積	
	ha	ha	ha	ha	t	ha	%
45	228.3	139.9	87.8	0.9	1293.1	300	76.6
46	102.6	43.7	58.9	—	2646.0	557	18.4
47	104.3	52.8	40.7	15.6	2262.3	480	23.0
48	130.8	102.7	23.6	0.4	2011.2	400	32.0
49	33.5	—	28.3	0.5	130.1	30	114.3
50	35.2	—	29.1	0.6	152.5	34	103.0
51	21.1	—	21.1	—	—	25	84.5
52	18.0	—	18.0	—	—	26	69.2

注. 50 年度までは配分は数量につき面積は換算値である。

表 3 水田利用再編対策の実績

(単位: ha)

年度	目標面積	実施面積	実施率 (%)	団地化率 (%)	主 な 転 作 作 物		
					麦	大 豆	野菜
53	158.0	159.0	100.6	—	0.1	97.3	5.1
54	158.0	179.0	113.3	59.7	100.7	38.4	6.9
55	284.3	296.7	104.4	52.3	111.0	96.4	8.8
56	305.9	313.3	102.5	74.9	189.9	75.0 (40.0)	15.4
57	305.9	307.1	100.4	73.3	146.2	101.5 (36.0)	19.5
58	302.0	303.6	100.5	80.1	214.4	42.2 (65.0)	22.5
59	341.0	342.0	100.3	79.2	146.4	145.5 (40.0)	25.3
60	325.6	328.6	100.9	80.8	206.9	81.4 (113.7)	24.6
61	341.0	343.1	100.6	83.7	233.1	62.8 (138.5)	25.1
水田農業確立対策							
62	538.0	546.8	101.6	90.2	410.0	81.8 (210.2)	24.6

注. () は麦後大豆の栽培面積で外数。

にとってマイナス要因以外の何物でもなく、とかく厄介なものとして消極的に対応していたであろう転作に対し、全農家による合意形成のうえに、収益性を追求できる転作形態を実践したところにある（表3参照）。そのことが稲作農家の極端な意欲減退を抑制し、積極志向農家の減少抑制に結びついたものと思考される。

さて、米山町における転作実施については図1に示すところであり、農家総参加のシステムが各農協を単位とする「土地利用協議会」を中心に機能している。

この前段には、当然のこととして町役場の意図も作用している。即ち、転作目標面積配分の手法もそのひとつである。目標面積を町から集落に（個人毎配分一覧表）を示し、配分を受けた集落では町より配分された目標面積について、既に集落内に定着している転作面積を差し引いて、その不足面積について、転作地としてその集団化を図ることとなる。

この場合の転作団地の集積手法は、集落毎に、あるいは隣接する数集落の創意によって自主的に行なわれている。

従って、団地決定には種々の形態があるが、おおむね、次の三つのタイプが主である。

- ① 交換耕作を前提とする団地化。
- ② 二種兼業農家の所有農地をベースとす

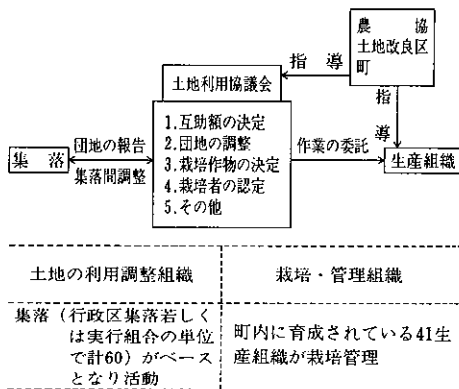


図1 米山町の転作実践フローチャート

る団地化。

③ 隣接する数集落の合意による大団地。いずれにしても、このような体制の下に米山町における集団転作が、転作実施面積のうち90%を占めることとなった。

これは、昭和54年度から農家・農協・土地改良区、そして町が、生産性の追求できる転作の実践を合言葉に展開した結果であり、決して簡単に出来上がったものではない。転作対応への不安が最小限に回避できたことにより、農家の生産意欲が持続されたとみることが出来るのではないだろうか。

4. 創意の効果

昭和62年度から、それまでの水田利用再編に替わり、水田農業確立対策がスタートした。対策の内容は、水稻を含めて転作作物の生産性向上を、農業の担い手の育成も含め、総合的視野に立ち水田農業の確立を図ろうというものである。

この対策の実施により、米山町に配分された転作目標面積は538haであり、昭和61年度に比較して200haの大幅な面積が拡大されたのである。有効な転作が推進できるか否かによって、農家経済に及ぼす影響は甚大なものとなる。例えば、転作目標面積が農業生産額に及ぼす目減りは、昭和60年産ササニシキ生産平均価格で試算すると、実に10億9,900万円（538ha×90俵×@22,700円）という巨額なものとなる。これを所得ベースに置き換えた場合、所得率50%として約5億5,000万円となり、農家1戸当たり単純平均で256,143円になる。

この所得を補填する手段としては、転作奨励金を最大限に望んだとしても、10a当たり基本額：23,000円、団地加算：20,000円、地域営農加算：10,000円、合計53,000円が見込まれるに過ぎず、全体では2億8,514万円となり、水稻を作付けすることによって

得られる所得に比較すると約2億6,500万円の不足となる。従って、転作奨励金を最大限確保するための加算金の獲得、つまり、可能な限りの転作地の集団化と、転作作物からの収益性確保の手段が必要となる。

転作作物の収益性については、後段に述べることとして、転換奨励補助金等の受給状況について表4からみることとする。宮城県に交付された奨励補助金等の総額は、60億5,323万5千円であり、10a当たり助成金は平均33,957円となっている。ところで米山町の10a当たり平均の受給助成金は、県下では群を抜いて50,177円となっており、県平均より16,220円上回ることとなった。

これを、転作実施総面積に換算すると、約8,900万円となる。また、県下で10a当たり助成金の最も少ない市町村と比較すると、実に40,284円/10aの格差となり、この格差を転作実施総面積に及ぼすと膨大な金額となる。

農家総参加による取り組みは、奨励金受給の面でも、最大に近い効果をあげることとなった。

5. それでも残る不安

水田利用再編段階での米山町の転作形態は、麦+大豆の年二作体系の実践が試みられ、この組み合わせによる技術体系は、ほぼ定着を見せつつあった。昭和61年度の大麦作付け面積233.1haの後作として大豆が約135ha栽培されており、この体系での輪作は、転作率が10%程度という条件下で、農業専業を目指す生産組織が管理するという上では、出

来上がったという感覚があった。

しかし、水田農業確立対策への移行にあたり、転作面積が大幅に拡大されようとしているなかで、従来の体系が同様に充実されるだろうかという不安があった。その第一点は、既存の生産組織が保有する労働力の限界である。従来の体系も年によっては労力的にかなり無理した作付けとなっている。従って、これ以上の作付面積拡大を図るなかで安定生産を確保するとなれば、当然の事として新しい組織の育成が必要となってくる。

新規に育成されるであろう生産組織が、既存の組織と同様の活動をただちに展開することは、これまでの米山町の生産組織の発展過程から判断しても、農外就労との競合等の問題で難しい要素があり、捨て作りになる可能性を秘めている事への懸念であった。

第二点は、作付拡大に伴う機械装備の問題である。麦の栽培については、使用機械の殆どが米作との兼用が可能であり、作付拡大は容易に推進できると思われる。しかし、大豆の作付拡大には新しい機械の導入が必要となる。機械装備は組織育成と関連があり、機械装備と組織の形成が一体となって実施されないと、年毎に利用面積に変動が生じ、ひいては機械費の変動に結びつくため、安定経営確立が難しいこととなる。

米山町での転作用業機については、農協が一元的に導入し、組織を単位としてリースしていることから、組織形成のないままでは、農協の導入計画のめどが立てにくいものとなっていた。

第三点は、麦・大豆輪作体系における安定生産の確立の問題であった。この輪作体系は、

表4 田農業確立助成金の交付状況

	転作実施農家	転作実施面積	基本額	加算金	計	10a当助成金
	戸	a	千円	千円	千円	円
米山町	1,440	54,898	122,607	152,853	275,460	50,177
宮城県	81,361	1,782,592	3,261,989	2,791,246	6,053,235	33,957

労働力や機械装備等の条件に左右され、時としていずれかの作物の安定生産を欠くことがある。特に気象条件によって前作の成育遅延があると、即ち、後作への影響となって現われることとなる。この予測し難い条件克服のためには、迅速に対応できる組織力と作付体系への工夫が必要となる。即ち、麦・大豆の二作物のみで対応する輪作体系への限界が、転作面積拡大によってクローズアップされたのである。

6. 先発組織の実践が契機となって

先ず、表5を参照されたい。この表は、米山町農業生産組織連絡協議会構成組織のそれまでの実践結果から、図2に示す1団地15haのモデル輪作圃場を想定し、麦・大豆を

ベースに、この二作物と労働競合の薄い、ソバと小豆を組合わせた場合の労働力分散の可能性を検討したものである。

表5-1は、各作物別の作業種別総投下労働力を、麦・大豆については昭和61年実績から、ソバ・小豆については作業計画から試算し整理したものである。また、表5-2は、表5-1の結果を受け、稼働可能日数率を70%とし、日労働時間を8時間に限定した場合の作物別1日必要作業実人数を算出したものである。

この結果からみると、労働最大集中時(10/21～10/25)には18.4人の実作業人数が必要となる。少人数構成の実態下にある米山町の生産組織は、この現実を臨時雇用と組合員の作業時間延長によって対応している。しかし、単純に大麦・大豆で対応した場合の同作

表5 多作物輪作体系下における投下労働試算
表5-1 作物別期間毎作業量

作物	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月		8月	9月			10月			11月	12月	
						中旬	下旬	上旬	中旬		下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬			下旬
大麦						15 ⊙	25 ⊙	(478.4hr)						(72 hr)	10 ⊙	14 ⊙	20 ⊙	30 ⊙	(288hr)
大豆	タンレイ						22 ⊙	30 ⊙	(117hr)	} (234hr)					15 ⊙	25 ⊙	(396hr)		} (792hr)
	コスズ						⊙	⊙	(117hr)						⊙	⊙	(396hr)		
小麦							30 ⊙	5 ⊙	(73.6hr)						20 ⊙	30 ⊙	(48hr)		
ソバ								5 ⊙	10 ⊙	(25hr)			25 ⊙	30 ⊙	(42hr)				
小豆							26 ⊙	30 ⊙	(24.5hr)						15 ⊙	20 ⊙	(66hr)		

表5-2 作物別期間平均所要日労働力

作物名	基幹平均日所要労働力(8hr/1人)＊稼働可能日数70%					基幹平均日所要労働力(8hr/1人)＊稼働可能日数70%				
	6/15～ 6/21	6/22～ 6/25	6/26～ 6/30	7/1～ 7/5	7/6～ 7/10	9/25～ 9/30	10/10～ 10/14	10/15～ 10/20	10/21～ 10/25	10/26～ 10/30
大麦	7.8人	7.8人	4.6人				2.6人		4.7人	4.7人
大豆		4.6人						12.9人	12.9人	
小麦				2.2人					0.8人	0.8
ソバ					0.7人	1.3人				
小豆			0.9人					2.0人		
合計	7.8人	12.4人	5.4人	2.2人	0.7人	1.3人	2.6人	14.9人	18.4人	5.5人

業期における投下労働量はソバ・小豆を導入することで相当数軽減されることとなり、同期間の1日所要実人数は22.6人から4.2人の軽減が図られることとなる。

いずれにしろ、この輪作体系の定着を図るため、実証圃場を設置し課題に取り組むことになった。

ところで、米山町における農業生産組織連絡協議会の参加組合は、昭和61年で14組

織であり、これに準参加組織（研修会、検討会にのみ参加）を加えると24組合になっていた。この24組織が、この課題を指示することとなり、前段でふれた組織拡充への火つけ役になったのである。

それまで組織のなかった集落でも、転作推進の任にあたる役員が中心となり、自前の組織構成に奔走することとなった。結果は、新しく17の組織が結成を見ることとなり、既存組織と合わせ41組織が米山町の転作を担うこととなったのである。

担い手が確保され、前項で懸念された第一点と二点は回避され、第三点についても大いに期待が持てることとなった。

7. さて収益確保は

昭和62年度の米山町の転作実績は実績算入（カウント面積）を加えて約549haとなった。この転作実績について、先に述べた試算例で水稻を作付した場合に見合う所得を確保するためには、交付された水田農業確立交付金2億7,546万円を差し引くと、約2億8,534万4千円が目減りとなる。これは、転作面積10aあたりに換算すると51,975円となる。そこで、転作による所得目減りを補

一 年 目	小麦 + ソバ 2.0ha	大麦+タンレイ 6.0ha	大麦+コスズ 6.0ha	大麦+小豆 1.0ha
二 年 目	大麦+タンレイ 6.0ha	小麦+ ソバ 2.0ha	大麦+小豆 1.0ha	大麦+コスズ 6.0ha
三 年 目	大麦+コスズ 6.0ha	大麦+タンレイ 6.0ha	大麦+小豆 1.0ha	小麦+ ソバ 2.0ha

図2 15haを想定した輪作営農

表6 可能輪作体系における経営収支試算

可能輪作体系	10a当り 収 穫 量	10a当り 労働時間	10a当り 生 産 額	10a当り 生 産 額	10a当り 所 得
	kg	hr	円	円	円
1 大麦+タンレイ	585	22.2	119,237	75,047	44,190
大 麦	375	7.1	60,000	39,086	20,914
タンレイ	210	15.1	59,237	35,961	23,276
2 大麦+納豆小粒	585	22.2	130,000	74,398	55,602
大 麦	375	7.1	60,000	39,086	20,914
納豆小粒	210	15.1	70,000	35,312	34,688
3 大麦+小 豆	585	24.6	147,500	80,511	66,989
大 麦	375	7.1	60,000	39,086	20,914
小 豆	210	17.5	87,500	41,425	46,075
4 小麦+ソ バ	495	15.1	99,000	57,696	41,304
小 麦	360	7.1	60,000	39,006	20,994
ソ バ	135	8.0	39,000	18,690	20,310

填するためには転作作物によって、既ね 52,000 円/10 a の所得確保の手だてが必要である。

米山町の生産組織が実践する転作作物の経営収支を、平年収量を前提に（ただし、小豆とソバについては、62 年度実績である）みると、表 6 に示されるとおりである。

この表から、麦・大豆の輪作体系に特定しても、両者の収益はほぼ米の減収目減りが補填できる水準に達していることが実証されている。また、作物の組合わせによっては、補填に要する所得額を上回る場合も確認されている。

麦と大豆の生産費について、東北平均と米山町を比較してみると、麦では東北平均が 87,110 円に対し 39,086 円（△ 55%）となり、大豆においては、79,083 円に対し 35,961 円（△ 45%）となっている。東北平均と比較して、生産費が半減されている要因は、機械化一貫作業体系の確立で軽減された労働費と農業機械費の軽減にある。これは、当然稲作経

費にも影響してくる。

8. 機械利用拡大が及ぼす影響

農業経営を圧迫して来た原因のひとつは、農業機械に対する投資の増加であることは誰しも認めるところである。事実、宮城県の 10 a 当たり水稻生産費に占める農機具施設費の推移は表 7 に示すとおりである。

表 7 水稻 10a 当たり農機具施設費の推移（宮城県）

年度	経営費 (A)	内機械施設 (B)	10a 生産額 (C)	B/A	B/C
	円	円	円	%	%
35	7,894	3,124	30,868	39.6	10.1
40	9,634	3,575	51,214	37.1	7.0
45	21,001	7,608	68,658	36.2	11.1
50	39,695	16,790	124,560	42.3	13.5
55	67,042	29,349	143,454	43.8	20.5
60	73,832	39,190	168,035	53.1	23.3

資料：（宮城県農林水産統計年報より）

注：A：一次生産費－家族労働費。

B：（S 35～45）は農機具費＋施設費＋畜力費。

C：政府買入れ 1 等価格×当該年次収穫量。

表 8 A 生産組合の減価償却（昭和 60 年）

機種・施設名	年間償却費	稼 動 面 積					10 a 当り 年間償却費	備 考
		米	麦	大豆	その他	計		
ダンプトラック (2t)	209,250 円	2,610 a	1,810 a	1,300 a	110 a	5,830 a	359 円	
トラクター (48PS)	225,800	2,610	1,810	1,300	110	5,830	387	
(35PS)	168,900	2,610	1,810	1,300	110	5,830	390	
(31PS)	159,000	2,610	1,810	1,300	110	5,830	274	
ドライブハロー	195,000	2,610				2,610	747	
ライムソー	31,200	2,610	1,810	1,300		5,720	55	
ロータリー (48PS)	41,000	2,610	1,810	1,300		5,720	72	
トレーラー	21,000	2,610				2,610	80	
コンバイン (5条G)	946,600	2,610	1,810			4,420	2,142	473,300 × 2 台
田 植 機	370,200	2,610				2,610	1,418	6 条 8 各 1 台
堆肥散布機	75,000	2,610	1,810	1,300		5,720	131	
稲ワラペーラー	240,000	2,610	1,810			4,420	543	
フロントローダー	82,000	2,610	1,810	1,300		5,720	143	
穀物乾燥調整施設	1,360,000	2,610	1,810			4,420	3,077	内機械 1,049,000
水稻育苗施設	266,000	2,610				2,610	978	
格 納 庫	144,907	2,610	1,810	1,300		5,720	143	
作物別償却費		10,939	7,173	1,954				
合 計	4,536,757							

これからみると、経営費に占める機械施設費の割合は、昭和 35 年 39.6% から、昭和 60 年 53.1% と大幅な増加が確認されている。また、10 a 当たり生産額に占める割合は、同様に昭和 35 年 10.1% から昭和 60 年の 23.3% と推移している。昭和 60 年機械施設費 39,190 円のうち、農機具費は 34,910 円であり、その殆どが償却費 (32,195 円) となっている。この償却費について、米山町の A 生産組合の昭和 60 年時点での償却費 (表 8) と比較してみる。

これによると、水稻 10 a 当たりの償却費は 10,939 円となり、宮城県平均に対比して 34.0% になり、全国平均 (42,897 円) に比較すると実に 25.5% と軽減されている。

A 生産組合の資本装備は、水稻に関しては現時点で考えられる最高のものである。それにもかかわらず、全国平均に比較して約 4 分の 1 の実績となっている。A 生産組合の実績は、機械施設の共同利用と、作期の異なる土地利用型作物の適切な組み合わせによって確保されている。この組合は中核農家 6 戸によって構成されており、6 戸の所有水田は 18.0 ha である。組合の所有する水田についてのみ装備を使用すると仮定した場合、10 a 当たり償却費は 25,204 円となり、宮城県平均の 78.2% に留まるだけである。

このように、効率的機械施設の稼働が仕組める所以は、装備に適合する水稻面積が員外からの受託を含めて確保されていることと、米・麦・大豆の三作目間で補完的共用がなされているところにある。

A 組合の装備を水稻のみに利用しようとした場合、稼働対象面積は適期作業の範囲で 30 ha が限度である。稼働可能対象面積 30 ha で、同組合の資本装備による償却費は 15,123 円と試算され、実態より約 40% 割高となる。即ち、単一作物だけでの対応には、おのずと限界が生じてくる事となる。

これら試算と比較しても、A 生産組合の

実践による機械利用範囲の拡大は、栽培するそれぞれの生産費を軽減することとなり、経営に大きな影響を与えている。

9. 農業の在り方の一つとして

土地利用型農業を効果的に実践している事例は多くあると思う。その一つのタイプは、大規模請負業に代表される可能な限りの規模拡大型である。もう一つのタイプは、地域を最大に意識し農家総参加による集落営農方式であると思う。この二つのタイプは、現在展開されている規模拡大方式の両極端ではないだろうか。

しかし、両者のタイプに若干の疑問が残る。即ち、前者には農業者としての存在感の薄いことであり、後者には普遍性の弱さであり、多くの場合優良事例の域を脱していないということである。

米山町の実践は、両者の事例に比較するとまさに幼稚である。しかし、A 生産組合のような組織形態が 14 組合あり、これに続くとする組合が 27 組織出現した。こんなに農業情勢がきびしいというのに、彼等は農業専業で自活することに情熱をかたむけているのである。

彼等生産組織は、地域農業者の支援を受け、決して優良事例ではなく、米山町では一般的な経営のひとつになろうとしている。そして、彼等が核となる農業の在り方が定着しようとしている。

お わ り に

税務課の仕事の一環として、つい先日、白色申告農業者の標準作成のための坪刈りを実施した。このなかに、生産組織の構成員が管理する水田が数筆あり、他に比較して良く出来ていたのを見ることができた。

不作の時ほど、栽培管理の良否による収量

差は大きいという。栽培管理の良否が、農業者の生産意欲の裏づけであるとするならば、

今、農村に必要なのは、農業者の生産意欲を再燃させる「地域おこし」ではないだろうか。